

## 議員質問への対応調書

整理番号 031210

令和3年12月定例会	会派名	無所属	担当部	教育委員会
	議員名	太田 縁	担当課	文化財課
質問・答弁月日	12月7日			
質問形態	一般	関連	各個	(追及)
質問事項	2 地域資源を活かした暮らしとまちづくりについて (3) 歴史資料を活用した地理情報提供について			
<p><b>【質問要旨】</b></p> <p>(追及4) 開発などの際に、埋蔵文化財包蔵地の確認を行う必要があると聞いているが、「埋蔵文化財包蔵地」とはどのようなものか。</p> <p>(追及5) 埋蔵文化財包蔵地の位置データについて、GISに表示して庁内での情報共有を図ってはどうか。</p>				
<p><b>【答弁要旨】</b></p> <p>(追及4) 文化財保護法では、埋蔵文化財は文化財が土地に埋蔵されている状態の総称とされています。具体的には、集落跡・古墳・城跡といった遺跡、そこから出土する土器・石器・埴輪といった遺物のことをいい、これらの存在が想定される土地のことを埋蔵文化財包蔵地といいます。埋蔵文化財包蔵地の範囲内で建築・土木工事等を行う場合には、工事着手60日前までに文化財保護法に基づいた手続きが必要となります。</p> <p>(追及5) 埋蔵文化財包蔵地については、開発許可等関係業務の参考に資するため、現在GISの情報を庁内で共有できるよう作業を進めており、年度内には実施できる見込みです。</p>				
<b>【対応方針・進捗状況】</b>		<b>対応済</b>		
<p>■対応方針</p> <p>追及5について、答弁の通り対応を進め、年度内に実施します。</p>				
<p>■進捗状況</p> <p>令和3年度末にGISデータの校正を終了し、可能なものについて庁内共有・一般公開を開始しました。</p>				
更新日：令和4年12月27日				